

資料



県内市町村の取組み状況

整理番号	市町村名	組 織 名	電話番号(内線)	男女共同参画条例の名称・施行年月	男女共同参画計画の名称・計画期間	男女共同参画施設
1	横浜市	市民活力推進局男女共同参画推進課	045-671-2017	横浜市男女共同参画推進条例(H13.4)	よこはま男女共同参画行動計画(H18~H22)	
2	川崎市	市民・こども局人権・男女共同参画室男女平等推進担当	044-200-2300 (27221)	男女平等かわさき条例(H13.10)	川崎市男女平等推進行動計画(H16~H20)	
3	横須賀市	市民部人権・男女共同参画課	046-822-8228	横須賀市男女共同参画推進条例(14.4)	横須賀市男女共同参画プラン(H19~H24)	
4	平塚市	市民部人権・男女共同参画課	0463-23-1111(2172/7)		ひらつか男女共同参画プラン2007(H19~H28)	
5	鎌倉市	市民経済部人権・男女共同参画課人権・男女共同参画担当	0467-23-3000(2604)	鎌倉市男女共同参画推進条例(H19.2)	かまくら21男女共同参画プラン(H13~H23)	
6	藤沢市	企画部男女共同参画課	0466-25-1111(2131)		ふじさわ男女共同参画プラン2010(H13~H22)	
7	小田原市	市民部地域政策課男女共同参画担当	0465-33-1725		おだわら女性ビジョン(H17.4~H22)	
8	茅ヶ崎市	企画部男女参画社会課男女参画社会担当	0467-57-1414		ちがさき男女平等参画プラン(改訂版)(H13~H22)	
9	逗子市	市民部市民課市民係	046-873-1111(297)		ずし男女共同参画プラン(H18.4~H22)	
10	相模原市	市民局市民活力推進部男女共同参画課	042-769-8205 042-754-1111(2301/2/3)	さがみはら男女共同参画推進条例(H16.4)	さがみはら男女共同参画プラン21(H13~H22)	
11	三浦市	市民協働部 協働推進課	046-882-1111(313)		みうら男女共同参画プラン(H12.3~H23.3)	
12	秦野市	くらし安心部市民自治振興課市民活動支援班	0463-82-5118		はだの男女共同参画プラン後期行動計画(H18.4~H22)	
13	厚木市	市民協働部男女共同参画課男女共同参画係	046-225-2500		厚木市男女共同参画計画「あつぎパートナープラン改定版」(H15~H24)	
14	大和市	市民経済部市民活動課男女共同参画推進担当	046-260-5317		やまと男女共同参画プラン(H13~H22)	
15	伊勢原市	市民生活部市民協働課男女共同参画担当	0463-94-4711(1121/2)		伊勢原市男女共同参画プラン(H20~H29)	
16	海老名市	総務部広聴相談課男女共同参画担当	046-235-4568		海老名市男女共同参画計画(H17~H26)	
17	座間市	市民部市民人権課男女共同参画係	046-252-8483		ざま男女共同参画プラン(H13~H22)	
18	南足柄市	企画部企画課 女性センター	0465-73-8211		改訂21女性プランみなみあしがら(H13~H22)	
19	綾瀬市	環境市民部市民協働安全課市民協働担当	0467-77-1111(3232/3)		あやせ男女共同参画プラン(H13~H32)	
20	葉山町	生活環境部町民サービス課 広聴相談係	046-876-1111(205/6)		男女共同参画プランはやま(H18~H22)	

整理番号	市町村名	組織名	電話番号(内線)	男女共同参画条例の名称・施行年月	男女共同参画計画の名称・計画期間	男女共同参画施設
21	寒川町	町民環境部町民課住民協働担当	0467-74-1111(172)		第2次さむかわ男女共同参画プラン(H18~H22)	
22	大磯町	町民福祉部地域協働課コミュニティ安全班	0463-61-4100(266)		大磯町男女共同参画推進プラン(H18~H27)	
23	二宮町	総務部企画室企画調整係	0463-71-3311(357)		二宮町男女共同参画プラン(H15~H24)	
24	中井町	企画課政策班	0465-81-1112(254)		中井町男女共同参画プラン(H17~H26)	
25	大井町	町民課	0465-85-5006		大井町男女共同参画プラン(H14~H23)	
26	松田町	企画財政課企画係	0465-83-1222(335)		まつだ女性支援プラン(H16~H22)	
27	山北町	企画財政課企画班	0465-75-3652(311)		やまきた男女共同参画プラン(H17~H26)	
28	開成町	行政推進部企画政策課協働推進担当	0465-83-2331(252)		かいせい男女共同参画プラン(改訂版)(H20~H25)	
29	箱根町	企画観光部企画課企画調整班	0460-85-9560		はこね男女共同参画推進プラン(H17~H26)	
30	真鶴町	企画調整課 女性行政及び文化行政担当	0465-68-1131(321)			
31	湯河原町	総務部地域政策課	0465-63-2111(231)		ゆがわら男女共同参画プラン(H11.3~)	
32	愛川町	教育委員会生涯学習課生涯学習班	046-285-6959(直通)		愛川町男女共同参画基本計画(H17~H22)	
33	清川村	教育委員会事務局社会教育係	046-288-1215			

県内の男女共同参画施設及び相談窓口一覧

県内の男女共同参画施設等

	名 称	住 所	電 話	休 館 日
神奈川県	神奈川県立 かながわ女性センター	〒251-0036 藤沢市江の島 1-11-1	0466-27-2111	毎週月曜日・祝日及び年 末年始（祝日が金～日曜 日にあたる場合は、開館 し、翌日火曜日が休館）
横浜市	男女共同参画センター横浜 （フォーラム）	〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1	045-862-5050	毎月第4木曜日及び 年末年始
	男女共同参画センター横浜南 （フォーラム南太田）	〒232-0006 横浜市南区南太田 1-7-20	045-714-5911	毎月第3月曜日及び 年末年始
	男女共同参画センター横浜北 （アートフォーラムあざみ野）	〒225-0012 横浜市青葉区あざみ野南 1-17-3	045-910-5700	毎月第4月曜日及び 年末年始
川崎市	川崎市 男女共同参画センター （すくらむ21）	〒213-0001 川崎市高津区溝口 2-20-1	044-813-0808	年末年始 奇数月第3火曜日 （建物定期点検予定日）
横須賀市	デュオよこすか	〒238-0041 横須賀市本町2-1（横須 賀市立総合福祉会館5 階）	046-822-0804	年末年始
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市女性センター	〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階	0467-57-1414	毎週日曜日 年末年始
相模原市	相模原市立 男女共同参画推進センター （ソレイユさがみ）	〒229-1103 相模原市橋本6-2-1 シティプラザはしもと内	042-775-1775	第4月曜日 年末年始
厚木市	あつぎパートナーセンター	〒243-0018 厚木市中町1-4-3	046-225-2500	年末年始
南足柄市	南足柄市 女性センター	〒250-0105 南足柄市関本591番地1 ヴェルミ3 3階	0465-73-8211	毎週水曜日 年末年始
小田原市	おだわら女性プラザ	〒250-0011 小田原市栄町1-14-41 音羽プラザビル2階	0465-22-3719	年末年始
愛川町	レディースプラザ （中津公民館）	〒243-0303 愛川町中津293-3	046-285-1600	毎月第4火曜日 年末年始

県内の相談窓口一覧

1 配偶者暴力相談支援センターなど

県配偶者暴力相談支援センター

相 談 窓 口		相 談 日 ・ 相 談 時 間	電 話
DV相談	かながわ県民センター窓口	月～金 9:00～21:00 (祝日の金曜日は除く) (来所相談は17:00まで)	045-313-0745
	かながわ女性センター窓口	火～日 9:00～12:00 13:00～17:00 (木曜日は12:00まで) (祝日の火～木曜日は除く)	0466-27-9799
自立サポート相談	かながわ県民センター窓口	月～金 9:00～21:00 (祝日の金曜日は除く) (来所相談は17:00まで)	045-313-0807
多言語相談 【DV相談/自立サポート相談】 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語)*中国語はH21年度から実施		月～土 10:00～17:00 (来所相談は16:00まで。要予約)	050-1501-2803
男性被害者相談(予約制)		毎月第2・第4日曜日 13:00～16:30 (面接・電話とも予約制)	予約は 045-313-0745へ
夜間緊急対応：21時から翌日9時までは、緊急の場合のみ、配偶者暴力相談支援センター(かながわ県民センター窓口 045-313-0745)で対応します。			
DV相談ナビ(全国のDV相談窓口の自動音声案内) ☎0570-0-55210			

県立かながわ女性センター

名 称	相談員	相 談 方 法	相談日・相談時間	電 話
こころとからだの健康相談	相談員	電 話	休館日を除く毎日 9:00～12:00、13:00～16:00 (木曜日は12:00まで)	0466-27-6000
悩 み 一 般 相 談	相談員	電 話	休館日を除く毎日 9:00～12:00、13:00～16:00 (木曜日は12:00まで)	0466-27-6008
女 性 へ の 暴 力 相 談	相談員	電 話	休館日を除く毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (木曜日は12:00まで)	0466-27-9799
セクシュアルハラスメント 相 談	相談員	電 話	休館日を除く毎日 9:00～12:00、13:00～17:00 (木曜日は12:00まで)	0466-28-2367
面 接 相 談	相談員	面 接	休館日を除く毎日 9:00～12:00、13:00～17:00	面接相談は、～ の電話又は、かながわ女性センターHPからのフォームメールで予約を受け付けます。
法 律 相 談	女性弁護士	面 接	毎 週 水 曜 日 (第2水曜日を除く、H21.3まで) (祝日を除く H21.4～)	(一般相談) 0466-27-6008 (女性への暴力) 0466-27-9799 (セクハラ) 0466-28-2367
夫婦・家族のトラブル相談	家事専門 相談員	面 接	毎月第2水曜日 (祝日の場合は翌週)	0466-27-6008
精 神 保 健 相 談	精神科 医 師	面 接	毎月第1木曜日 (祝日の場合は翌週)	0466-27-6000
休館日は月曜日・祝日(金・土・日曜日が祝日にあたる場合は開館し、次の月・火曜日等が休館)・ 年未年始				

面接相談時に、一時保育(1歳から就学前まで)をご利用いただけます。ご予約ください。

県立女性相談所

女性電話相談室 ☎045-313-2800

[相談時間] 月～金 9:00～17:00(祝日、年未年始はお休みです。)

女性への暴力相談「週末ホットライン」

☎045-451-0740

[相談時間] 土・日・祝日である金曜日 17:00～21:00(年未年始はお休みです。)

横浜地方法務局

女性の人権ホットライン ☎045-212-4364

[相談時間] 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始はお休みです。)

ナビダイヤル・ゼロワンエイトのホットライン
☎0570-070-810 (全国統一番号) もご利用ください。

毎週、水・金曜日の9:30～16:30は女性の人権擁護委員が相談に応じています。

2 市町村の相談機関

横浜市

心とからだと生き方の総合相談

相談内容・電話番号	相談曜日・時間
家庭や職場・地域などで直面する 様々な困難についての相談 (男女共同参画センター横浜) ☎045-871-8080	月・火・水・金・土・日…………… 9:00～11:30 月・金(祝日を除く)・上記時間に加え、18:00～20:00
家庭や職場・地域などで直面する 様々な困難についての相談 (男女共同参画センター横浜北) ☎045-910-5777	火・金…………… 9:00～11:30 金(祝日を除く)……………上記時間に加え、18:00～20:00

* 電話相談の後、面接相談の予約もできます。また、必要に応じて弁護士、医師などによる専門相談も行っています(予約制)。

* 年末年始など施設休館日は、お休みです。

女性に対する暴力の相談 ☎045-871-8080

相談内容	相談曜日・時間
夫・恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)など、女性に対する暴力の相談 (男女共同参画センター横浜)	火……………13:00～16:00

子育て期の相談 ☎045-711-1154

相談内容	相談曜日・時間
子育て期の不安や悩みについての相談 (男女共同参画センター横浜南)	月・火・水・木……………10:00～12:00 13:00～16:00 金……………10:00～12:00

* 第3月曜日および祝日を除く

性別による差別等の相談 ☎045-862-5063

相談内容	相談曜日・時間
女性(男性)であることを理由とした不利益な取り扱いなど、性別による差別についての相談 (財)横浜市男女共同参画推進協会	月・火・水・金・土……………9:00～12:00 13:00～17:00 月(祝日を除く)……………上記時間に加え、18:00～20:00

川崎市

川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)

女性総合相談		
	相談内容・電話番号	相談曜日・時間
電話相談	悩みを抱えている女性への電話相談 ハロー・ウィメンズ 110 番 ☎044-811-8600	毎週 月・火・水・木... 10:00～15:00 金..... 15:00～20:00 日..... 12:00～17:00 土・祝日および年末年始期間は休み
面接 相談 (予約)	悩みを抱えている女性への面接相談	毎月 第1・3木.....10:00～12:00 第2木 10:00～14:00
	女性弁護士による法律相談	毎月 第1・3木.....13:00～16:00
<p>面接相談・法律相談を受けたい方は、まず「ハロー・ウィメンズ 110 番」(044-811-8600)でご予約ください。(予約受付時間 月・火・水・木...10:00～15:00、金...15:00～20:00、日...12:00～17:00)</p> <p>聴覚に障がいのある方など電話でお申し込みができない方はファクシミリをご利用ください。(FAX044-813-5872)</p> <p>電話相談のお休みは土・祝日および年末年始、面接相談のお休みは祝日・年末年始です。</p>		

川崎市人権オンブズパーソン

川崎市男女共同参画センター4階

事務局 ☎044-813-3113 FAX 044-813-3101

相談内容・電話番号	相談曜日・時間
男女平等にかかわる人権侵害に対する相談・救済の申立て(配偶者等からの暴力「DV」、セクハラ、性差別など) ☎044-813-3111	月・水・金..... 13:00～19:00 土..... 9:00～15:00 お休みは、日曜、祝日、年末年始

横須賀市

デュオよこすか女性のための相談室

☎046-828-8177

相談内容	相談曜日・時間	相談方法
一般相談	月・水・金曜日 9:00～16:00	電話・面接
法律相談	毎月第3水曜日 13:30～16:30	面接(予約制)

法律相談は、事前に一般相談で予約を行ってください。年末年始はお休みです。

こども青少年支援課

☎046-822-8307

相談内容	相談曜日・時間	相談方法
D V 相談	月曜日～金曜日 10:00～16:00	電話・面接(予約制)

面接相談は、事前に予約を行ってください。祝日と年末年始はお休みです。

性別による人権侵害に関する苦情申出制度

性別による人権侵害や市が実施する施策で男女共同参画の形成に影響を及ぼす施策に対して申出ができます。

制度のお問い合わせ ☎046-822-8228 横須賀市市民部人権・男女共同参画課

申出受付 F A X 046-822-4500 (専用 F A X)

平塚市

女性のための相談窓口 ☎0463-21-9611 FAX0463-21-9736

女性相談員が相談をお受けします。

相談内容	相談曜日・時間	相談方法
DVや家族関係など、女性が抱える様々な問題、悩みに関する相談	毎週 月～金 9:30～16:00	電話・面接

土曜・日曜・祝日及び年末年始は休み。

鎌倉市

女性相談

相談内容	相談方法	電話番号	相談時間
家庭や地域、職場などで女性が抱える問題についての相談	面接	問い合わせ TEL 0467-23-3000 内線《2604》	第1～4火(予約制) 13:30～16:30
	電話	TEL 0467-23-9311	月～金(火を除く) 10:00～15:30

祝日と年末年始は休み。

藤沢市

福祉保健総合相談室 ☎0466-25-1111 内線 3250

福祉事務所 ☎0466-25-1111 内線 3261

相談内容	相談時間	相談方法
女性相談 (一般相談)	月～金(祝日を除く) 福祉保健総合相談室 8:30～17:00 福祉事務所 9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)	電話・面接

小田原市

女性相談 ☎0465-33-1454

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
女性のための一般相談	月・水・木・金(祝日除く) 9:00～17:15	婦人相談員	電話・面接

茅ヶ崎市

女性のための相談室 ☎0467-84-4772

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
一般相談 夫婦・家庭・男女の人間関係・ 生活上の悩みについての相談	月～金 10:00～16:00	女性相談員	電話
面談相談	月・水・金 及び第4火 10:00～16:00	女性相談員	面接 (予約制)
法律相談 女性弁護士による、離婚、相 続など法律の専門相談	第2・第4火 13:00～16:00	女性弁護士	面接 (予約制)

祝日と年末年始は休みます。

逗子市

女性相談

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
ドメスティック・バイオ レンス(DV)、セクシ ュアル・ハラスメント、 職場の問題、夫婦関係、 男女関係など、女性が抱 える様々な悩みや問題 についての相談	第2・第4水 13:30～16:30 (祝日の場合は翌日)	女性相談員	面接(予約制) ☎046-873-1111
	月～金 14:00～17:00 (祝日と年末年始は除く)		電話(相談専用) ☎046-873-5531

相模原市

ソレイユさがみ(男女共同参画推進センター)女性相談室 ☎042-775-1777 (相談専用)

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
女性相談 セクシュアルハラスメント、 職場の問題、夫婦関係、女性 への暴力、育児不安など 女性のさまざまな相談	毎日 10:00～16:30	女性相談員	電話・面接
女性のための法律相談	毎週水 14:00～16:00	女性弁護士	面接 (予約制)
女性のための継続面接相談	毎週土(第4週は金) 14:00～16:30	女性専門 相談員	面接 (予約制)

毎月第4月曜日及び年末年始(12/29～1/3)は休みます。

三浦市

女性相談 ☎046-882-1111 内線319(予約専用)

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
D V セクハラなど	奇数月 第1水 10:00～15:00	女性相談員	電話・面接 (予約制)

秦野市

女性のための悩み相談「女性相談室」 ☎0463-83-1812

相談内容	相談時間	相談方法
DVや家庭、職場などで女性が抱える様々な悩みに関する相談	毎月第2・3・4火 第2土曜日 10:00～12:00 13:00～15:00	電話相談：専用電話 0463-83-1812 面接相談：予約制 (予約は市民自治振興課 0463-82-5118へ)

女性相談員が相談をお受けします。

厚木市

あつぎパートナーセンター「女性相談室」 ☎046-221-0123 (直通)

*各相談は、祝日・振替休日及び年末年始(12/29～1/3)の休館日は休みます。

「女性相談」 女性相談員が相談をお受けします。

相談内容	相談時間	相談方法
生き方や家庭、地域、職場などの女性の悩み	月～土 10:00～17:00	電話・面接

「法律相談」 女性弁護士が相談をお受けします。

相談内容	相談時間	相談方法
法律に関する相談 (女性のみ)	毎月第3金 (祝日・振替休日の場合は、第2金) 13:00～16:00	面接 (要予約)

大和市

女性のための相談

相談内容	相談時間	相談員	相談方法
D V 相談等	月～金(火は除く) 10:00～17:00	婦人相談員	電話・面接 ☎046-260-5638
女性のための一般相談	月～金 10:00～17:00	女性相談員	電話・面接 ☎046-260-5104

*相談のお休みは土曜・日曜・祝日及び年末年始です。

伊勢原市

DV相談 ☎0463-91-9237 (相談専用)

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月～金 8:30～17:00	電話・面接

祝日と年末年始は休み

海老名市

女性への暴力相談 ☎046-231-2224 (相談専用)

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月～金 10:00～12:00 13:00～17:00	電話・面接

* 女性専門相談員が対応します。また、祝日と年末年始はお休みします。

子ども相談 ☎046-235-4825

相談内容	相談時間	相談方法
子どもの養育	月～金 10:00～12:00 13:00～17:00	電話・面接

* 祝日と年末年始はお休みします。

座間市

D V相談 ☎046-252-8483

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月・水・金 9:00～17:15	電話・面接

* 女性の相談員が相談をお受けします。

南足柄市

南足柄市女性センター「女性の心の悩みごと相談」 ☎0465-73-8211

相談内容	相談時間	相談方法
一般相談 D V 相談	月～金（水は除く） 10:00～17:00	電話・面接 (要予約)

* 女性相談員が相談をお受けします。毎週水曜日及び年末年始(12/29～1/3)は休館のため、相談はお休みです。

綾瀬市

D V相談 ☎0467-70-5605

相談内容	相談時間	相談方法
D V 相談	月 13:00～17:00 (休日の場合は翌日)	電話・面接

* 女性相談員が相談をお受けします。

二宮町

民生部福祉課社会福祉係 ☎0463-71-3311 (代表)

相談内容	相談時間	相談方法
一般相談	月～金 8:30～17:15 (祝日除く)	電話・面接

3 警察本部の相談機関

警察本部

性犯罪被害に関する相談

秘密は厳守されます。女性の警察官が対応します。

性犯罪被害 110 番 ☎045-681-0110

(月～金 8:30～17:15) 前記以外土・日・祝日は留守番電話

女性・子どものための相談

相談電話 ☎045-651-4473 (月～金 8:30～17:15)

4 労働局の相談機関

神奈川労働局(厚生労働省)

雇用均等室

☎045-211-7380 FAX045-211-7381

[相談時間] 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始はお休みです。)

職場における男女の均等取扱い、職場におけるセクシュアルハラスメント、母性健康管理措置など、男女雇用機会均等法に係る相談等

育児休業、介護休業の取得や復帰等、育児・介護休業法に係る相談

パートタイム労働者の均衡処遇など、パートタイム労働法に係る相談

マザーズハローワーク横浜

☎045-410-0338

[相談時間] 月～金 8:30～17:15、土 10:00～17:00 (休祝日、年末年始はお休みです。)

子育てをしながら就職を希望している方達に、職業相談・紹介のほか仕事と子育てを両立させるためのアドバイスや情報提供を行っています。また、予約制、担当者制の相談も行っています。(お子様連れの方にも配慮し、キッズコーナーや授乳室も設置しています) 雇用保険関係の手続きや事業所関係の手続きは行っておりません。

5 民間の相談機関

かながわ・女のスペース みずら

☎045-451-0740(相談専用)

相 談 時 間	
月～金	= 14:00～17:00、18:00～20:00
土	= 14:00～17:00

外国籍女性の相談にも対応しています。

女性の家 サーラー

☎050-1501-2803

外国籍女性の権利擁護のための相談活動・支援を行っています。

外国語での電話相談

対 応 言 語	相 談 時 間
英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語 *中国語はH21年度から実施	月～土 = 10:00～17:00

来所相談も行っています。(要予約)

神奈川県男女共同参画の推進体制

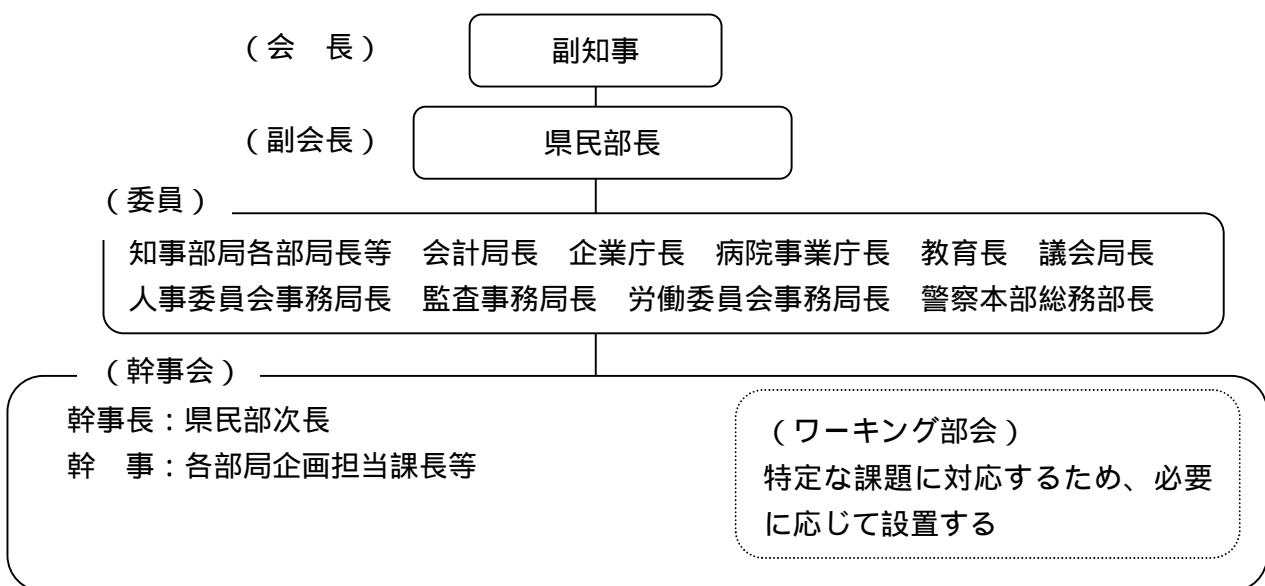
1 神奈川県男女共同参画審議会

神奈川男女共同参画推進条例に基づいて設置された県の附属機関です。男女共同参画の推進に関する重要事項や県民等から申出があった提案等の処理について、知事の諮問に応じて調査、審議し、その結果を報告し、または意見を建議します。

2 人権男女共同参画施策推進会議及び部局等の推進体制

(1) 人権男女共同参画施策推進会議

県の人権施策及び男女共同参画施策の円滑かつ適正な推進を図るため、各部局長等を構成委員として設置しているものです。事務局は、県民部人権男女共同参画課です。



(2) 部局等の推進体制

男女共同参画施策の推進において、県の各部局長等は男女共同参画施策の統括責任者として各部局の施策推進を図っており、各部局等の企画担当課長等は男女共同参画施策の推進責任者として、各所属等と調整し当該部局等の施策を推進しています。

また、各所属の副課長や副所長等は、男女共同参画施策の推進主任者兼研修指導者として位置付けられています。

3 かながわ女性センター

神奈川県立かながわ女性センター条例に基づいて設置された、女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、男女共同参画を推進する活動拠点施設です。男女共同参画に関する啓発や調査研究、情報提供を行うほか、女性人材の育成や起業をしようとする女性の支援、相談事業(配偶者暴力相談支援センター機能を含む)などを行います。

4 市町村との連携

神奈川県及び県内市町村の男女共同参画行政担当課長等で構成する県・市町村男女共同参画行政連絡会における定期的な情報交換や共同研究、男女共同参画行政推進者の養成研修の共催など、連携して男女共同参画を推進します。

5 NPO等との協働

多彩な活動をしているNPO等と協働し、幅広く男女共同参画を推進します。

6 県の男女共同参画施策への提案、苦情等

神奈川県は男女共同参画施策をより幅広く着実に推進するため、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または事業についての県民、事業者等からの提案、意見、要望、苦情等の受付窓口（県民部人権男女共同参画課）を設置しています。

資料4 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）

平成14年4月1日施行

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（男女共同参画を推進するための理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進に当たっては、社会におけ

る制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する理念（以下「条例の理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害行為の禁止）

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

（セクシュアル・ハラスメントの禁止等）

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な

配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が

著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表知事の項神奈川県統計報告調整審議会の項の次に次のように加える。

<p>神奈川県男女共同参画審議会</p>	<p>男女共同参画の推進に関する重要事項及び神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）第14条第1項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。</p>	<p>12人以内</p>
----------------------	---	--------------

女性3のキャリアサポート体制整備事業

平成14年1月の第5回男女共同参画会議（議長：内閣官房長官）において「暮らしの構造改革」の一環と位置付けられた「女性のチャレンジ」支援は、その後の審議や検討会などを経て、平成17年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画（第2次）に位置付けられました。

このような国の流れを受けて、神奈川県においても、かながわ女性センターを拠点として女性のチャレンジを支援する「女性のキャリアサポート体制整備事業」を展開しています。

本県の女性の
チャレンジ支援

政策・方針決定過程への参画などを目指す 「キャリアアップへのチャレンジ」

若い女性の就業や育児等による離職後の再就業などを目指す

「就業・再就業へのチャレンジ」

今まで女性の活躍が少なかった理工系など幅広い選択肢の中での進路の選択を目指す

「中高生の進路選択へのチャレンジ」

1. 女性のキャリアサポート事業（かながわ女性キャリア支援センターの運営）

女性が能力と意欲を十分に発揮し、様々な分野にチャレンジしていくことを支援するために、就職、再就職、起業等について女性一人ひとりのニーズに合わせた相談・カウンセリングをNPOとの協働により実施する。

ア 対象

就職、再就職、起業など就業を希望とする女性、キャリアアップや転職等を考えている女性、経済的自立のため就業を必要とする女性

イ キャリアサポートの内容

キャリアカウンセリング（適職診断、就業相談等）の実施

職業訓練など専門機関や団体等への紹介・引き継ぎ等をシステム化

就業支援関係情報の提供

【平成19年度の実績】

- ・ 委託団体 特定非営利活動法人NPO日本キャリア・コンサルタント協会
- ・ 相談期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日
- ・ 相談日時 女性センター開館日の 9～12時、13～16時
- ・ 相談件数 616件
- ・ セミナーの開催（講師は、NPO日本キャリア・コンサルタント協会）

私らしさ発見 再就職サクセスワーク（全4回）

開催日	内容	開催日	内容	参加者
平成19年 10月13日（土）	私を知ろう	10月27日（土）	私らしく働きたい	延べ 64名
10月20日（土）	求められる人材とは	11月3日（土）	私らしさをPRしよう	

知って得する 再就職セミナー（全3回）

開催日	内容	開催日	内容	参加者
平成20年 2月2日（土）	求人情報の読み方のツボ	2月16日（土）	仕事力を高めるツボ	延べ 55名
2月9日（土）	再就職のツボ	-	-	

《平成 20 年度の実施状況》

電話相談・面接相談

- ・ 委託団体 特定非営利活動法人NPO日本キャリア・コンサルタント協会
- ・ 相談期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日
- ・ 相談日時 水曜日～日曜日の 9～12 時、13～16 時

市町村と連携した出前相談

県内複数地域において、市町村との連携により出前相談を実施

- ・ 実施回数 延 32 日程度

2. 若年女性のための就業支援セミナー(平成 20 年度は事業廃止)

若年女性の無業者層を対象に、就業意欲向上を図り、社会参加を促進するセミナーをNPOとの協働により実施した。

(対象 就業意欲はあるが適職が見つからない、就業・就学をしていない 10～30 代の女性)

【平成 19 年度の実績】

委託先 ライフデザイン研究会

定員 各回 30 人

第 1 回(開催場所 かながわ女性センター)

開催日	企画テーマ(内容)	講師等	参加者
平成 19 年 10 月 5 日(金)	ステップ 1 : ワークショップで自分発見	ライフデザイン研究会	25 人
10 月 6 日(土)	ステップ 2 : 個別コーチング(1 人 50 分)		
10 月 7 日(日) ～ 19 日(金)	ステップ 3 : レッツトライ! わくわくホームワーク & 就業体験(自由選択)		
10 月 20 日(土)	ステップ 4 : フォローアップワークショップ		

第 2 回(開催場所 相模原市立男女共同参画推進センター「ソレイユさがみ」)

平成 20 年 1 月 25 日(金)から 2 月 9 日(土)まで、第 1 回と同内容の講座を開催した。

(参加者 12 人)

3 . キャリアサポート支援機関会議開催

女性のチャレンジの達成を支援するため、就業や起業等にかかる機関・団体等の相互連携と情報の一元化及び相談のワンストップ化を円滑に行うための会議を開催する。

- ・ 構成メンバー 国関係機関、就労支援関係機関、民間企業団体等
- ・ 協議事項
ア チャレンジ情報・相談のワンストップ化等女性のチャレンジ支援体制整備について
イ 女性センターのエンパワーメント事業の推進について 等

【平成 19 年度の実績】

開催日	内容
2 月 14 日(木)	平成 19 年度キャリアサポート事業の実施状況について 平成 20 年度女性のチャレンジ支援事業について

神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所から届出結果(平成19年度)

項目	事業所		全体	業種別										
				建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道	情報通信業	運輸業	卸売小売業	飲食店宿泊業	医療福祉	教育・学習支援業	サービス業	
1	届出数		431	10	181	9	30	7	48	6	66	15	53	
	構成比		100.0%	2.3%	42.0%	2.1%	7.0%	1.6%	11.1%	1.4%	15.3%	3.5%	12.3%	
2	従業員割合	正社員(A)	男性	80.2%	93.5%	89.9%	87.5%	85.3%	84.7%	66.0%	69.2%	29.2%	63.9%	84.8%
			女性	88.6%	95.7%	93.3%	99.3%	95.7%	74.1%	53.5%	74.4%	82.8%	69.4%	76.9%
			計	19.8%	6.5%	10.1%	12.5%	14.7%	15.3%	34.0%	30.8%	70.8%	36.1%	15.2%
		非正社員(B)	男性	52.3%	57.3%	64.6%	99.2%	87.8%	26.1%	13.5%	45.3%	81.1%	64.1%	24.6%
			女性	77.9%	91.7%	89.3%	99.3%	94.5%	57.8%	26.6%	62.1%	81.6%	67.4%	58.1%
			計	36.4%	46.5%	53.9%	85.7%	65.1%	40.6%	20.8%	39.2%	26.8%	58.2%	35.3%
	計(A+B)	男性	11.4%	4.3%	6.7%	0.7%	4.3%	25.9%	46.5%	25.6%	17.2%	30.6%	23.1%	
		女性	63.6%	53.5%	46.1%	14.3%	34.9%	59.4%	79.2%	60.8%	73.2%	41.8%	64.7%	
		計	47.7%	42.7%	35.4%	0.8%	12.2%	73.9%	86.5%	54.7%	18.9%	35.9%	75.4%	
		男性	22.1%	8.3%	10.7%	0.7%	5.5%	42.2%	73.4%	37.9%	18.4%	32.6%	41.9%	
		女性	70.5%	89.6%	86.0%	87.5%	84.2%	66.1%	32.8%	57.9%	28.7%	62.1%	64.0%	
		計	29.5%	10.4%	14.0%	12.5%	15.8%	33.9%	67.2%	42.1%	71.3%	37.9%	36.0%	
3	正社員の採用状況	男性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		女性	62.4%	84.2%	84.7%	79.6%	75.8%	68.7%	57.3%	43.5%	28.2%	46.8%	81.5%	
4	正社員の平均年齢	男性	37.6%	15.8%	15.3%	20.4%	24.2%	31.3%	42.7%	56.5%	71.8%	53.2%	18.5%	
		女性	40.2歳	43.1歳	40.5歳	39.3歳	39.1歳	42.5歳	40.7歳	35.2歳	36.5歳	46.3歳	39.8歳	
5	正社員の平均勤続年数	男性	35.6歳	36.8歳	36.3歳	35.3歳	33.4歳	37.0歳	34.9歳	28.2歳	35.1歳	37.6歳	39.2歳	
		女性	16.5年	19.0年	18.0年	19.7年	14.8年	16.5年	16.6年	9.4年	11.8年	14.6年	11.6年	
6	職務区分別の配置割合(正社員)	人事・総務・経理	男性	10.4年	13.1年	14.4年	15.5年	10.3年	15.6年	13.1年	4.3年	7.3年	10.2年	10.2年
			女性	5.1%	9.1%	4.6%	7.0%	4.4%	6.3%	6.2%	10.9%	12.1%	7.9%	3.9%
		企画・調査・広報	男性	9.7%	40.3%	16.2%	14.2%	12.6%	6.1%	8.9%	9.3%	3.7%	9.3%	13.8%
			女性	3.4%	0.9%	3.7%	3.2%	1.2%	4.8%	6.6%	1.0%	0.5%	3.4%	6.4%
		研究・開発	男性	3.3%	2.3%	7.2%	0.8%	1.6%	1.4%	4.7%	2.4%	0.2%	5.4%	6.4%
			女性	34.3%	2.9%	38.4%	8.1%	33.8%	-	1.6%	0.1%	3.1%	38.5%	52.8%
		情報処理	男性	14.1%	2.9%	29.9%	4.2%	22.4%	-	0.9%	0.1%	0.7%	14.3%	40.0%
			女性	7.2%	0.1%	1.4%	0.2%	39.0%	2.2%	1.0%	0.8%	1.7%	1.3%	6.3%
		営業	男性	7.4%	0.3%	2.6%	0.6%	47.4%	0.9%	0.5%	0.3%	3.9%	0.9%	4.7%
			女性	5.0%	5.6%	3.3%	29.3%	8.0%	1.0%	20.3%	7.7%	3.7%	0.0%	3.2%
		販売・サービス	男性	4.7%	8.0%	5.2%	62.6%	6.9%	1.7%	5.4%	5.3%	2.5%	0.1%	5.0%
			女性	13.6%	29.0%	3.5%	52.2%	6.2%	26.0%	62.6%	57.2%	74.0%	48.8%	22.6%
生産	男性	48.2%	26.0%	4.6%	17.6%	7.2%	44.6%	78.8%	76.1%	84.0%	70.0%	24.5%		
	女性	31.3%	52.4%	45.2%	-	7.4%	59.6%	1.7%	22.4%	4.8%	0.1%	4.8%		
計	男性	12.5%	20.3%	34.3%	-	2.1%	45.2%	0.9%	6.6%	5.0%	0.1%	5.6%		
	女性	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
7	女性管理職の有無	有	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		無	55.3%	30.0%	41.1%	22.2%	90.0%	28.6%	43.8%	50.0%	98.5%	86.7%	45.3%	

注1 農林漁業、鉱業は届出がなく、金融・保険業、不動産業、複合サービス業は、届出事業所が少ないため分析対象外とした。

注2 「2従業員割合」の関係

〔上段〕常時使用する従業員数、正社員数、非正社員数、それぞれを100とした場合の男女割合

〔下段〕常時使用する従業員数の男性数、女性数、それぞれを100とした場合の正社員と非正社員の割合

神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所から届出結果(平成19年度)

項目			事業所	全体	業種別									
					建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道	情報通信業	運輸業	卸売小売業	飲食店宿泊業	医療福祉	教育、学習支援業	サービス業
8	管理職等の割合 (当該管理職等人数 / 管理職等総数)	部長相当	男性	97.5%	100.0%	99.4%	100.0%	98.2%	100.0%	97.6%	96.7%	83.2%	91.8%	97.9%
			女性	2.5%	-	0.6%	-	1.8%	-	2.4%	3.3%	16.8%	8.2%	2.1%
		課長相当	男性	95.3%	99.4%	98.5%	99.5%	97.0%	98.2%	91.5%	96.4%	55.0%	82.6%	96.2%
			女性	4.7%	0.6%	1.5%	0.5%	3.0%	1.8%	8.5%	3.6%	45.0%	17.4%	3.8%
		管理職計	男性	95.9%	99.5%	98.7%	99.5%	97.4%	98.8%	92.7%	96.5%	65.7%	84.9%	96.8%
			女性	4.1%	0.5%	1.3%	0.5%	2.6%	1.2%	7.3%	3.5%	34.3%	15.1%	3.2%
		係長相当	男性	90.5%	98.8%	94.9%	94.9%	92.7%	93.5%	72.8%	87.1%	48.0%	64.0%	90.7%
			女性	9.5%	1.2%	5.1%	5.1%	7.3%	6.5%	27.2%	12.9%	52.0%	36.0%	9.3%
計	男性	93.3%	99.3%	96.8%	96.7%	95.1%	96.3%	82.6%	92.5%	58.5%	75.3%	94.1%		
	女性	6.7%	0.7%	3.2%	3.3%	4.9%	3.7%	17.4%	7.5%	41.5%	24.7%	5.9%		
9	管理職の輩出率 (当該管理職人数 / 男女別正社員総数)	部長相当	男性	5.1%	11.9%	4.3%	0.7%	5.7%	6.2%	5.6%	5.6%	9.3%	2.9%	5.8%
			女性	0.5%	-	0.2%	-	0.6%	-	0.3%	0.4%	0.8%	0.5%	0.7%
		課長相当	男性	13.2%	32.0%	12.8%	12.0%	13.7%	13.7%	20.9%	11.7%	10.1%	7.7%	11.0%
			女性	2.7%	2.9%	1.7%	0.4%	2.5%	1.4%	3.7%	1.0%	3.4%	2.9%	2.4%
		計	男性	18.2%	43.9%	17.0%	12.7%	19.4%	19.9%	26.4%	17.3%	19.3%	10.6%	16.8%
			女性	3.2%	2.9%	1.9%	0.4%	3.0%	1.4%	4.0%	1.4%	4.2%	3.3%	3.1%
10	管理職への登用 (過去1年間に管理職になった人数 / 男女別正社員総数)	部長相当	男性	0.6%	1.7%	0.5%	0.0%	0.9%	0.4%	0.8%	0.6%	1.0%	0.3%	0.8%
			女性	0.1%	-	0.0%	-	0.1%	-	0.0%	-	0.1%	0.1%	0.0%
		課長相当	男性	1.6%	3.1%	1.5%	1.7%	2.0%	1.3%	3.0%	2.4%	1.4%	0.9%	1.5%
			女性	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	-	0.7%	-	0.4%	0.3%	0.5%
		計	男性	2.3%	4.8%	2.0%	1.8%	2.9%	1.7%	3.8%	3.0%	2.4%	1.2%	2.4%
			女性	0.5%	0.3%	0.5%	0.4%	0.5%	-	0.8%	-	0.5%	0.3%	0.5%
11	能力向上教育訓練	実施している	98.1%	100.0%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	98.5%	100.0%	96.2%	
		男性のみ参加	1.2%	10.0%	1.7%	-	-	-	-	-	-	-	2.0%	
		女性のみ参加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		男女とも参加	96.9%	90.0%	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.9%	93.3%	98.0%	
12	管理職養成教育訓練	実施している	85.8%	90.0%	85.6%	100.0%	96.7%	100.0%	91.7%	66.7%	84.8%	66.7%	77.4%	
		男性のみ参加	6.5%	22.2%	9.7%	-	-	14.3%	-	-	1.8%	-	9.8%	
		女性のみ参加	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		男女とも参加	92.1%	77.8%	87.7%	100.0%	100.0%	85.7%	100.0%	100.0%	94.6%	100.0%	92.7%	
13	育児休業	内部規則	有	99.3%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	100.0%	98.1%
			事業所	82.8%	60.0%	83.4%	100.0%	93.3%	57.1%	75.0%	100.0%	98.5%	86.7%	64.2%
		利用状況	男性	2.7%	-	4.3%	-	4.8%	15.0%	2.8%	-	0.1%	1.1%	2.9%
			女性	97.3%	100.0%	95.7%	100.0%	95.2%	85.0%	97.2%	100.0%	99.9%	98.9%	97.1%
14	介護休業	内部規則	有	99.1%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.5%	100.0%	96.2%
			事業所	18.3%	20.0%	13.3%	-	40.0%	14.3%	10.4%	-	33.3%	20.0%	13.2%
		利用状況	男性	25.0%	50.0%	53.3%	-	64.0%	100.0%	14.0%	-	11.1%	-	44.4%
			女性	75.0%	50.0%	46.7%	-	36.0%	-	86.0%	-	88.9%	100.0%	55.6%
15	子の看護休暇	内部規則	有	94.9%	90.0%	97.8%	100.0%	100.0%	100.0%	95.8%	100.0%	90.9%	93.3%	84.9%
			事業所	32.0%	20.0%	29.8%	100.0%	46.7%	14.3%	29.2%	16.7%	31.8%	33.3%	28.3%
		利用状況	男性	44.8%	60.0%	43.1%	71.8%	48.2%	52.6%	12.0%	-	11.8%	5.6%	66.7%
			女性	55.2%	40.0%	56.9%	28.2%	51.8%	47.4%	88.0%	100.0%	88.2%	94.4%	33.3%
16	セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況	方針の周知・啓発方法	就業規則等による周知	80.3%	50.0%	78.5%	100.0%	90.0%	85.7%	85.4%	66.7%	77.3%	93.3%	79.2%
			社内報等による周知	54.3%	90.0%	51.4%	100.0%	60.0%	57.1%	70.8%	50.0%	34.8%	86.7%	45.3%
			研修等の実施	53.6%	80.0%	51.9%	100.0%	66.7%	57.1%	75.0%	83.3%	22.7%	80.0%	41.5%
			その他	9.7%	20.0%	8.3%	-	6.7%	-	8.3%	16.7%	18.2%	6.7%	9.4%
		相談等窓口の整備方法	相談担当者設置	92.1%	90.0%	92.3%	100.0%	96.7%	100.0%	91.7%	100.0%	89.4%	100.0%	86.8%
			マニュアルの整備	36.2%	80.0%	36.5%	100.0%	46.7%	42.9%	27.1%	33.3%	27.3%	60.0%	24.5%
			外部機関への委託	12.3%	10.0%	13.3%	11.1%	23.3%	28.6%	14.6%	33.3%	1.5%	6.7%	11.3%
			その他	4.9%	10.0%	3.9%	-	-	-	2.1%	16.7%	9.1%	6.7%	7.5%
懲戒規定以外の措置を内部規則で定めている	いる	52.4%	40.0%	44.2%	88.9%	50.0%	71.4%	70.8%	66.7%	50.0%	66.7%	54.7%		
	いない	41.5%	40.0%	48.1%	11.1%	50.0%	28.6%	20.8%	33.3%	47.0%	26.7%	39.6%		

男女共同参画に関する年表

年	国連等	日本	神奈川県
1945 (昭和20)		・改正選挙法公布(婦人参政権)	
1946 (昭和21)	国連婦人の地位委員会を設置	・初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等明文化)(47年施行)	
1947 (昭和22)		・改正民法公布(家父長制廃止)(48年施行)	
1948 (昭和23)	・世界人権宣言採択	・優生保護法公布、施行	
1956 (昭和31)		・売春防止法公布(58年施行)	
1961 (昭和36)		・所得税法改正(配偶者控除制度新設)	
1967 (昭和42)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975 (昭和50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)世界行動計画、メキシコ宣言採択	・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	・県議会で「婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択
1976 (昭和51)	・国連婦人の10年(～85年)	・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行	・県知事室に婦人関係行政の窓口設置 ・(財)川崎市中小企業婦人会館開館
1977 (昭和52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・県民総務室に婦人班設置 ・県婦人問題懇話会設置
1978 (昭和53)			・新神奈川計画に婦人総合センター(現在のかながわ女性センター)が位置づけられる ・横浜市婦人会館開館
1979 (昭和54)	・女子差別撤廃条約採択		
1980 (昭和55)	・国連婦人の10年(中間年)世界会議(コペンハーゲン)	・民法改正(配偶者の相続分改正)(81年施行) ・国連婦人の10年中間年全国会議	・横須賀市婦人会館(貸し館業務のみ)開館 ・県民部に婦人総合センター建設準備室設置 ・県下20女性団体による神奈川県婦人の地位向上グループ研究結果報告 発行
1981 (昭和56)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標を設定	・県婦人問題懇話会 提言「神奈川県婦人の地位向上プラン(仮称)の策定に向けて」 ・県下10女性団体による婦人問題委員研究結果報告 発行

年	国連等	日本	神奈川県
1982 (昭和57)			<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性元年 ・かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議結成 ・県立婦人総合センター開館 ・県民部に婦人企画室設置 ・県労働部に勤労婦人班設置 ・婦人問題協議会設置 ・厚木市婦人会館開館
1983 (昭和58)			<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市婦人センター開館 ・県審議会等への女性の参加推進要綱制定
1984 (昭和59)		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法、戸籍法改正（父母両系主義）（85年施行） ・パートタイム労働対策要綱制定 	
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の10年の成果を検討し、評価するための世界会議（ナイロビ） ・ナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金法改正（専業主婦の基礎年金保証）（86年施行） ・男女雇用機会均等法公布（86年施行） ・女子差別撤廃条約の批准（86年発効） 	
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 ・所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・新かながわ女性プラン策定 ・かながわ女性会議民間型種別計画「私たちの行動計画・かながわ」策定
1988 (昭和63)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改正（週40時間制） 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人総合センター図書館に「山川菊栄文庫」開設
1989 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利に関する条約採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領告示（高校家庭科男女必修） ・パートタイム労働指針告示 	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜女性フォーラム開館 ・神奈川県婦人問題協議会を同女性問題協議会に名称変更
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイロビ将来戦略見直し勧告 		
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業法公布（92年施行） ・新国内行動計画（第一次改定）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・新かながわ女性プラン改定実施計画策定 ・県民部婦人企画室を同女性政策室に、県立婦人総合センターを同かながわ女性センターに名称変更 ・県審議会等の委員への女性の登用推進要綱制定
1992 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境と開発に関する国連会議（リオデジャネイロ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度等に関するガイドラインの策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生 	<ul style="list-style-type: none"> ・逗子市に女性市長誕生

年	国連等	日本	神奈川県
1993 (平成5)	・国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言採択 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・パートタイム労働法公布、施行	
1994 (平成6)	・ILO175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 ・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択 ・国際人口・開発会議(カイロ)	・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准	・第1回東アジア女性フォーラム(現アジア女性友好交流会議)をかながわ女性センターにて開催 ・南足柄市女性センター開館
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議(北京)NGOフォーラム開催、北京宣言、行動綱領採択	・育児休業法改正(介護休業制度)公布(98年施行) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・デュオよこすか開館 ・フォーラムよこはま開館 ・県に女性福祉課誕生
1996 (平成8)		・優生保護法を改正、母体保護法として公布、施行 ・男女共同参画2000年プラン策定	・神奈川県立かながわ女性センターの今後の運営について(答申)
1997 (平成9)		・労働基準法改定(女子保護規定撤廃) ・男女雇用機会均等法改正(女子差別禁止、セクハラ防止義務)(99年施行) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限)	・かながわ新総合計画21の「共に生きる参加型社会をめざして」に「男女共同参画社会の実現」を位置づけ ・かながわ女性プラン21策定 ・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口スタート ・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足
1998 (平成10)			・茅ヶ崎市女性センター、機能を拡充し、移転、開館
1999 (平成11)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法の公布・施行(女性の参画の促進)	・川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)開館 ・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設
2000 (平成12)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)	・男女共同参画基本計画策定 ・介護保険法の施行 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行	・相模原市男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)開館 ・かながわ女性センターで「女性への暴力相談」窓口設置
2001 (平成13)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)公布・施行	・横浜市男女共同参画推進条例公布・施行 ・川崎市男女平等かわさき条例公布・施行 ・配偶者暴力相談窓口設置 ・横須賀市男女共同参画推進条例公布(02年施行)
2002 (平成14)			・県男女共同参画推進条例公布・施行 ・神奈川県男女共同参画審議会設置 ・配偶者暴力相談支援センター設置

年	国連等	日本	神奈川県
2003 (平成15)	・女性差別撤廃委員会において、日本に対する審査が行われた	・次世代育成支援対策推進法公布・施行	・県かながわ男女共同参画推進プラン策定 ・さがみはら男女共同参画推進条例公布(04年施行)
2004 (平成16)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)改正 ・育児・介護休業法改正(育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(05年施行)	
2005 (平成17)	北京+10 (第49回国連婦人の地位委員会)	・男女共同参画基本計画(第2次)策定	・かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 ・フォーラムよこはま閉館 ・男女共同参画センター横浜北開館
2006 (平成18)		・男女雇用機会均等法改正(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)(07年施行)	・県かながわDV被害者支援プラン策定
2007 (平成19)		・パートタイム労働法の改正(均衡の取れた処遇の確保の促進)(08年施行) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)改正(08年施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、及び、仕事と生活の調和推進のための行動指針策定	
2008 (平成20)			・県かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)策定